

営繕工事における「週休2日」工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、薩摩川内市が執行する営繕工事において、「週休2日」工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 週休2日

- ① 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。
- ② 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- 2 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(週休2日の達成基準)

- 第3条 「完全週休2日(土日)」の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。
- 2 「月単位の週休2日」の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所

(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

- 3 「通期の週休2日」の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として薩摩川内市が所管する全ての営繕工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

(発注方式)

第5条 発注者指定方式(発注者が当初設計の積算において月単位の週休2日の達成を前提に予め補正する方式)により発注することを基本とする。

(積算方法等)

第6条 補正方法

対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

- | | | |
|------------------|-------|------|
| ① 完全週休2日(土日)適用工事 | 労務費 | 1.02 |
| | 現場管理費 | 1.01 |
| ② 月単位の週休2日促進工事 | 労務費 | 1.02 |

- 2 積算及び変更方法

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、完全週休2日(土日)達成の場合は、補正係数を1①に変更して増額変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

附則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

この要領は、令和６年５月１０日から施行する。

この要領は、令和８年８月１４日から施行する。

なお、この要領の施行の日前に執行伺い決裁を受けた工事については、改正前の「営繕工事における「週休２日」試行工事実施要領（令和６年５月１０日施行）」によるものとする。